

## 公益法人の自己規律について

平成25年7月23日  
公益認定等委員会

公益法人は、民による公益の増進の担い手として、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立ちません。法人の運営を適正に行うことは、それぞれの法人だけの問題ではなく、公益法人制度に対する信頼性を確保するためにも大変重要なことです。

当委員会は、本年2月8日に発表した「所見」において、「公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められて」いる旨を述べました。大変残念ながら、その後新たに明らかになった公益法人の不祥事案や、当該事案に対する法人の対処状況等に接していく中、上の所見で述べたことの重要性について、改めて痛感せざるを得ません。

当委員会では、本年6月から、公益法人の自律と活性化に向けて関係団体及び有識者からのヒアリング・意見交換を行っていますが、その中でも、公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、「これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある」旨の御意見がありました。

公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、法人の規模や構成員、事業内容、置かれている環境は様々ですが、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならないことに例外はありません。各法人の実情に応じた創意工夫により、その運営に外部の視点を反映させる仕組みを構築することが望まれます。

とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要です。

理事会、監事、評議員会又は社員総会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則です。もとより、公益法人の運営が公益認定法や一般法人法のルールに抵触するような事態が生じれば、当委員会として、法に基づいた措置を講じることになりますが、それ以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保していくことが重要です。その意味では、当該分野の統括団体や全国団体等が、傘下の加盟団体・法人の自覚を促しガバナンスの改善を図っていくことについて果たす役割は大きいと考えています。

公益認定法の運用に当たる当委員会としては、各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを、切に望みます。

## 公益認定等委員会（第241回）におけるヒアリング・意見交換の概要

1. 日時：平成25年6月21日（金）13：30～16：00
2. 場所：虎ノ門37森ビル12階 委員会室
3. 出席者：  
（委員）山下委員長、兩宮委員長代理、惠委員、小森委員、門野委員、北地委員  
（事務局）高野局長、讃岐次長、相馬総務課長
4. 議事（関係部分）：  
公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換  
（公財）日本オリンピック委員会 市原則之専務理事、平眞事務局長  
（公財）日本体育協会 岡崎助一専務理事、河内由博総務部長
5. 議事概要（関係部分抜粋）：  
[公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換]  
（公財）日本オリンピック委員会（以下「JOC」）の市原専務理事から資料に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。（○：委員等、◎：市原専務理事、平事務局長）
  - スポーツ団体の多くはボランティアで支えられているから財政的な規律やガバナンスやコンプライアンスに対する意識が低いという話があったが、ボランティアに支えられている団体は他にもたくさんあり、組織運営がしっかりしなくてよい理由にはならない。
  - ◎ 御指摘のとおり、スポーツ団体だから特別だということはない。スポーツで国際競技力を高めていくためには、多額の資金が必要となる。そこに従来のスポーツ界の体質（派閥、師弟関係、仲間意識など）が加わり、結果として補助金等の不適切利用などの不祥事に至っていると感じている。これを打破するためには、今後、各団体の組織に外部の第三者を加えていく必要があると考えている。
  - 閉じられた組織で長い間活動していると、団体内の常識が世間の常識から乖離することがある。第三者を入れる際には、どのように第三者を選び、組織の中に入れていくべきとお考えか。
  - ◎ 例えばJOCの場合だと、各競技団体から選ばれる理事の他に、7、8名の学識経験理事という枠がある。ここに、女性の方や国際的経験豊かな方、経済に詳しい方など、必要に応じた外部有識者を入れていく必要があると考えている。
  - スポーツ界では従来から細かい不祥事が続いてきているが、統括団体であるJOCは、これらの問題が起き始めた頃から、何を感じ、どういう対策をとって来たのか。
  - ◎ 各団体において少ない予算で何とかやりくりしようとの思いが原因の一つであると感じている。専任コーチに対する報酬のうち一部は競技団体の負担となるが、その負担分のうち競技団体が負担できない分が、コーチからの負担という構図があった。国の委託事業として受ければ競技団体の負担はなくなる。「これからのJOC検討会議」という有識者会議でも、外部の方に入っただき、このような役割について検討していただきたいと考えている。
  - 個々の選手や指導者に対する公金使用の在り方やコンプライアンスなどについての教育指導として、何を行ってきたのか。
  - ◎ 各競技団体の事務担当者を集めての周知・徹底・指導を毎年行ってきた。
  - 暴力行為・パワハラ等の不祥事の原因究明や再発防止は、どのような場で話し合いをしているのか。

- ◎ (公財)日本体育協会、(公財)日本障害者スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟とともに、スポーツ界として「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。暴力行為根絶には、指導者に対して様々な場で何度も繰り返し伝えていくしかない。一方で、「貧しさの中で強さを求める」スポーツから、「豊かさの中で強さを求める」スポーツに実態が変わってきている。選手が自ら納得して自発的にトレーニングできるようにするにはどうしたらよいか、指導者も悩んでいる。
- 6月27日にJOCの加盟団体規程を改訂されるとのことだが、加盟団体の取り組むべき事項として、「一定割合の外部理事を入れること」等の文言を入れることを具体的に検討できないか。
- ◎ スポーツ団体の役員女性比率については、ブライトン宣言により女性役員を20%以上にすることが目標となっているが、まだまだ達成できていない。役員に外部の視点を入れることについても検討したい。
- 不祥事に対応するには外部理事等を入れることが必要との御説明であるが、資料中の加盟団体に対する勧告の例でも、外部理事等の導入には触れていない。加盟団体規程の改正案を更に具体化し、スポーツ団体における自己規律を促す観点から、外部理事等の導入を加盟団体の義務として具体的に書き込むことが重要なのではないか。

#### [公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換]

(公財)日本体育協会(以下「日体協」)の岡崎専務理事から資料に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。(○:委員等、◎:岡崎専務理事、河内総務部長)

- スポーツ団体における問題等が起こっている中、統括団体として加盟団体と密接なコミュニケーションをとっているか。
- ◎ 加盟団体とは定期的に、また必要があれば臨時に集まって、監督、指導等を行っている。また、加盟団体と共同で各種事業を行っており、一方、スポーツ指導者育成事業については、講習会のカリキュラムや資格認定の基準等は日体協が決めているが、事業を実施する際には加盟団体と十分話をしながら進めている。
- 暴力行為等の問題について、加盟団体へのメッセージの発出は行われている一方で、加盟団体規程には、お金に関わる処分の規定はあるが、暴力行為等に関するものはない。
- ◎ 暴力行為等や不正経理の問題に対する処分については、倫理委員会の検討事項となっている。両方を吟味した上で判断する。
- 加盟団体規程を見ると、暴力行為等の問題に適切に対応するとの規定がビルトインされていない。暴力根絶に向けてガイドラインなどで文書化は進んでいるが、その内容を加盟団体規程にも盛り込み、加盟団体の自己規律を促すなどの具体的な考えはあるか。
- ◎ 現時点で具体的に検討しているわけではないが、貴重な助言を頂いた。倫理委員会等において年内を目途に検討してもらおう。
- 加盟団体規程の第4章「義務」の規定には事務的事項が並んでおり、「日本体育協会スポーツ憲章」を守っていくことが書かれていない。スポーツ憲章に書かれている「国民スポーツの振興を図るため、スポーツ精神を育む」といった公益性の本質に関わる重要なことを加盟団体の義務として書き込むことが、傘下団体への指針にもなり処分等の基準にもなるのではないか。
- ◎ 今後、検討したい。